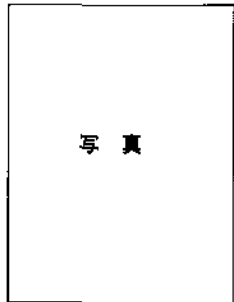


療育手帳



北海道石
第 999999 号

平成 17 年 12 月 31 日
交付

旅客鉄道株式会社
旅客運賃減額
第 1 種

写真

ほっかい たるう
氏名 北海 太郎
昭和 11 年 11 月 11 日生

北海道

印

判定の記録(1)

障害の程度 (総合判定)	合併障害 北海道石第 999999 号	
A	(身体障害 3 級)	
	判定年月日	平成 19 年 12 月 11 日
1	次の 判定年月	平成 21 年 12 月
	判定機関	心身障害者総合相談所

判定の記録(2)

障害の程度 (総合判定)	合併障害	
	(身体障害 級)	
	判定年月日	
	次の 判定年月	
	判定機関	印

判定の記録(3)

障害の程度 (総合判定)	合併障害	
	(身体障害 級)	
	判定年月日	
	次の 判定年月	
	判定機関	印

判定の記録(4)

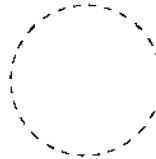
障害の程度 (総合判定)	合併障害	
	(身体障害 級)	
	判定年月日	
	次の 判定年月	
	判定機関	印

本人 性別 男

居	江別市高砂町 6 番地	
住		
地		
現		
住		
所		
備考		

北海道石第 999999 号 (氏名 北海 太郎)

(有料道路割引)



北海道石第 999999 号 (氏名 北海 太郎)

保護者

氏名	続柄	職業
北海 花子	母	
住所	江別市高砂町 6 番地	

備考欄

<交付履歴>
 平成 17 年 12 月 31 日 交付
 平成 19 年 12 月 22 日 再交付 (程度変更)
 程度変更 B→A
 平成 20 年 12 月 22 日 再交付 (紛失)

注意事項

- この手帳は、なくさないように大切におもちください。
- 相談所や病院、市町村などへ相談や治療などに行かれるときは、かならずおもちになってください。
- 手帳の中に書かれている本人または保護者の住所、氏名、等級などに変更があったときは、すぐに市町村役場へとどけてください。
- この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すものです。「A」は重度、「B」はそれ以外を意味し、細かい区分では、「A1」は最重度、「A2」は重度、「B1」は中度、「B2」は軽度となります。
- 手帳が使えなくなる場合がありますので、判定の記録欄に書かれている「次の判定年月」までに、児童相談所または心身障害者総合相談所の判定をうけてください。
なお、本人の状態に変化があったときは、いつでも判定をうけることができます。
- JR、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で利用するときは、この手帳を提示してきっぷを購入するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもちください。
＜手帳イメージ 1枚目裏＞

療育手帳により利用できる主な制度 (H17.3)

- 日常生活用具の給付及び貸与（窓口 市町村）
- 支援費制度（窓口 市町村）
- 医療費の助成
- 各種割引
- 税金の減免

- 手当の給付など

- 相談窓口

- 各種手続